

事前調査の結果及び建築物等の特定粉じん排出等作業に関するお知らせ

大気汚染防止法第 18 条の 15 第5項、石綿障害予防規則第3条及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿暴露防止に関する技術上の指針の規定により、当該建築物等の特定建築材料の有無を調査した結果を以下のとおり、お知らせします。

大気汚染防止法施行規則第 16 条の4第2号、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 16 条の 6 の規定により、建築物等の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称			
提出先 届出年月日 受理番号		発注者又は自主施工者の 氏名及び住所	
		元請業者の氏名及び住所	
調査終了年月日		元請業者又は自主施工者の 現場責任者の氏名及び連絡場所	
解体等工事期間			
石綿除去(特定粉じん 排出)作業等の期間		下請負人の氏名及び住所	
調査結果 (石綿の種類及び含有率)		下請負人の現場責任者の 氏名及び連絡場所	
処理方法		石綿作業主任者の氏名	
調査箇所		事前調査・試料採取を実施した者の 氏名、住所、登録番号	
調査方法			
特定粉じん排出等作業 の工程		分析を実施した者の 氏名、住所、登録番号	
石綿の飛散防止対策		大気中石綿濃度測定計画	
使用する資材及び その種類		石綿含有なしの判断根拠	
		その他事項	